租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

マンション建替事業用

（租税特別措置法第31条の２第２項第10号及び第62条の３第４項第10号〔軽減税率〕関係）

　年　月　日

横浜市長　山中　竹春　殿

申請者（事業の施行者）

所在地又は住所

名称又は氏名

下記施行再建マンションの住戸の規模がマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。）第15条第１項第１号又は同条第２項で定める基準のいずれかに該当するものであり、同項で定める基準に該当する場合にあっては、平成26年国土交通省告示第1183号に定める基準に適合することにつき、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の３第１項第10号イ又は第21条の19第２項第10号イの規定による証明を受けることを申請します。

記

１.　施行再建マンションの所在地及び名称

２.　当該施行再建マンションについて、

１）住戸の規模が施行規則第15条第１項第１号に定める基準に適合するものであること

２）施行規則第15条第２項の適用を受けるものであり、かつ、住戸の規模及び構造が平成26年国土交通省告示第1183号第１項第２号に定める基準に適合するものであること

…………………………………………………………………………………………………………

番号

　年　月　日

上記のとおり相違ないことを証明します。

横浜市長

　山中　竹春　　　印

注　１）都道府県知事の部分は、マンション建替事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。

　　２）２.は１）又は２）を○で囲むこと。

３）本証明申請書を提出するに際しては、施行再建マンションが２.に該当することを示す書面等を添付すること。